

日本応用地質学会からのお知らせ

◆新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた日本応用地質学会の対応

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、緊急事態宣言に準じる「まん延防止等重点措置」が、広島、山口、沖縄3県（1月31日まで）に加え、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川県、新潟、岐阜、愛知、三重、香川、長崎、熊本、宮崎の13都県（2月13日まで）に拡大されます。また、対象は更に拡大される状況にあります。

この状況を受け当面の間、学会としての新型コロナウイルス感染症対策を再度強化することとし、「まん延防止等重点措置」が適用されているエリアにおける学会に関わる活動は、対面では行わずメールや電話にて行うこととし、止むを得ず実施する場合は、人数を限定した上で、密閉、密集、密接の条件下とならないよう配慮をお願い致します。また、執務室の換気、マスクの着用、手洗いやアルコール消毒液による手指の消毒、うがい、咳エチケット、密の回避などの基本的な感染症対策を徹底することはもとより、各自治体の発する要請等に十分留意して適切に対応いただくようお願い致します。

1. 2月13日までの「まん延防止等重点措置」が実施される期間は、学会事務局機能を縮小（※）します。
2. 今後も含めて「まん延防止等重点措置」が適用された都道府県内においては、措置が解除となるまでの期間は、行事および会合は対面では行わず、WEB会議（メールや電話の併用）にて行うこととします。
3. 「まん延防止等重点措置」が実施されていない地域の支部におかれましては、「日本応用地質学会新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（2021年11月15日 Ver.2）」に準拠し、2月13日までは密閉、密集、密接の条件下となる行事および会合を実施されないようお願い致します。

以上の対応につきまして会員各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（※）今回の宣言の中に伴う説明において、出勤者数の7割削減が謳われている状況に鑑み、ウィークデーは在宅勤務を基本とし、必要に応じて事務局に出勤することといたします。ただし、事務局の最低限の業務はテレワークにて遂行できるよう実務環境を整えております。

2022年1月21日
一般社団法人日本応用地質学会
会長 長田昌彦